

**< 飛込競技公認審判員資格規定 >**

飛込委員会

**第1条 目的**

この規定は財団法人日本水泳連盟(以下、「本連盟」という)公認競技役員資格規定第2条4項「審判員制度」に基づき、飛込競技公認審判員(以下、「公認審判員」という)の資格に関する基準を定め、判定が公正かつ公平になされるために必要とする知識、技能を習得させ、合わせて飛込競技を奨励し、普及発展に寄与することを目的とする。

**第2条 種別**

本連盟が公認する審判員資格の種別は次の通りとする。

1. 飛込競技A級審判員(以下、「A級審判員」という)
2. 飛込競技B級審判員(以下、「B級審判員」という)
3. 飛込競技C級審判員(以下、「C級審判員」という)

**第3条 種別による競技会参加制限**

1. 公認審判員の資格を取得していない者は、本連盟または加盟団体が主催する「公式競技会」、本連盟または加盟団体が公認する「公認競技会」での審判はできない。
2. A級審判員はすべての公式競技会ならびに公認競技会での審判ができる。
3. B級審判員は日本選手権水泳競技大会、室内選抜飛込競技会、国際大会代表選手選考会を除く、公式競技会ならびに公認競技会での審判ができる。
4. C級審判員は日本選手権水泳競技大会、室内選抜飛込競技大会、国際大会代表選手選考会、全国中学校水泳競技大会、日本高等学校水泳競技大会、日本学生選手権水泳競技大会、国民体育大会を除く公式競技会ならびに公認競技会での審判ができる。
5. 本連盟が主催する競技会における審判員の年齢は70歳までとする。(誕生日を迎える年度の3月31日まで。但し地域大会はその限りではない。)
6. 特例は別に定める。

**第4条 資格審査**

1. 資格審査は公認審判員として必要な、競技に関する専門知識、実務経験の有無、および実務内容について行う。
2. 審判実務内容が著しく劣る者は、審査の結果下位の資格に変更することがある。
3. 本連盟飛込委員会で予備資格審査を行い、本連盟資格審査委員会(以下、審査会という)に推薦する。
4. 審査会の審査により適格と認められた者に公認審判員資格証を交付する。

**第5条 申請条件**

1. C級審判員の資格申請ができる者は次の各号のすべてに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
  - ① 満20歳以上の者。
  - ② 本連盟の公認競技役員登録者。
  - ③ 本連盟主催または公認審判研修会を1年以内に受講した者。
  - ④ 下記項目のいずれかに該当する者。
    - イ、競技者として公式競技会に出場経験を有する者。
    - ロ、競技役員として実務経験を有する者。
    - ハ、競技者の指導経験を有する者。
2. B級審判員に昇格申請ができる者は次の各号のすべてに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
  - ① 満23歳以上の者。
  - ② 本連盟の公認競技役員登録者。

③ 中央研修会または伝達研修会を1年以内に受講した者。

④ 下記項目のいずれかに該当する者。

イ、C級審判員登録後4年以上経過し、その間に公式競技会で4回以上の審判実務経験を有し、全国大会での審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。

ロ、競技者として本連盟主催の全国大会上位入賞の実績を有する者で、C級審判員として1年以上の審判実務を有し、全国大会での審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。

3. A級審判員に昇格申請ができる者は次の各号のすべてに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。

① 満25歳以上の者。

② 本連盟の公認競技役員登録者。

③ 中央研修会を1年以内に受講した者。

④ 公式競技会における審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。

⑤ 下記項目のいずれかに該当する者。

イ、B級審判員登録後4年以上経過し、その間に公式競技会で6回以上(全国大会で4回以上を含む)の審判実務経験を有する者。なおかつ全国大会において模擬審判と専門知識テストを受け、飛込委員会の審査によりの確と認められた者。

ロ、競技者として本連盟主催の全国大会上位入賞の実績を有する者で、B級審判員として2年以上の審判実務経験を有し、全国大会での審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。

ハ、競技者として国際大会代表選手の実績を有する者で、B級審判員として1年以上の審判実務実績を有し、全国大会での審判実務や模擬審判における実務内容が、飛込委員会の審査で適格と認められた者。

4. 国際審判員の資格取得を新規に申請できる者は次の各号のすべてに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。

① 満50歳未満の本連盟公認A級審判員。

② FINA主催のダイビング ジャッジ スクールを受講できる者。

## 第6条 登録

公認審判員資格を認定された者は加盟団体を經由し、本連盟に公認審判員として登録することができる。

## 第7条 更新登録

公認審判員の登録は4年を経過するごとに更新登録をしなければならない。

1. 更新登録ができる者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

① 登録期間中2年間に1回以上の審判実務経験を有する者。

② 中央研修会または伝達研修会を1年間に1回以上受講している者。

③ 特例は別に定める。

2. 特別の理由により更新登録を1年間以上できなかった場合、資格審査委員会は、下位の資格に変更することがある。

## 第8条 申請方法

該当者が申請をする場合、申請書に登録料を添えて加盟団体に提出する。加盟団体は押印の上、申請書A・B2枚を本連盟飛込委員会審判部宛に送付する。

## 第9条 審判研修会

1. 公認審判員として必要な飛込競技の専門知識、および審判技術向上のため、中央研修会または伝達研修会を毎年1回以上実施する。

2. A級審判員は中央研修会を受講し、専門知識の確認を受けなければならない。

3. B級・C級審判員および新規に資格の取得を希望する者は、中央研修会または伝達研修会を受講しなければならない。
4. 中央研修会を受講したA級、B級審判員は、その資料に基づき都道府県、または地域単位で伝達研修会を開催しなければならない。
5. 中央研修会はB級、C級公認審判員の受講を妨げない。
6. 特例は別に定める。

#### 第10条 資格の取消

1. 本連盟または加盟団体より審判員の委嘱を受けたにもかかわらず、特別な事由なく1年間以上審判を行わなかった場合、資格を取消することがある。
2. 更新登録を特別な事由なく1年間以上怠った場合、その資格は消滅することがある。
3. 審判研修会を特別な事由なく受講しなかった場合、資格を取消することがある。

#### 第11条 付則

本規則施行のための細則は別に定める。

#### 第12条 施行

この規定は1984年(昭和59年)4月1日より施行する。

この規定は1990年(平成2年)4月1日より施行する。

この規定は1993年(平成5年)4月1日より施行する。

この規定は2002年(平成14年)4月1日より施行する。

この規定は2006年(平成18年)4月1日より施行する。

この規定は2009年(平成21年)4月1日より施行する。

## 〈 飛込競技公認審判員資格規定 施行細則 〉

飛込委員会

### 第1条 全国大会と上位入賞

規定第5条2項、3項にいう、本連盟主催の全国大会ならびに上位入賞とは、次の別表1の記別表1.

イ、全国大会	ロ、上位入賞
日本選手権水泳競技大会	8位以内(1mは3位)
室内選抜飛込競技大会	8位以内(1mは3位)
日本学生選手権水泳競技大会	3位以内
日本高等学校水泳競技大会	3位以内
全国中学校選抜水泳競技大会	3位以内
国民体育大会	3位以内
全国JOCカップジュニアリンピックカップ	3位以内(13才以下を除く)

### 第2条 国際大会

規定第5条3項にいう国際大会とは、次の別表2の記載内容をいう。

別表2.

オリンピック競技大会  
 世界選手権  
 FINAワールドカップ  
 世界ジュニア選手権大会  
 ユニバーシアード競技大会  
 アジア競技大会  
 アジア選手権  
 東アジア競技大会

### 第3条 特例

1. 規定第3条6項にいう特例とは、次の競技会をいう。  
 本連盟飛込委員会が推薦、あるいは承認したB級審判員は、日本選手権水泳競技大会、室内選抜飛込競技大会、国際大会代表選手選考会において審判することができる。
2. 規定第7条1項③にいう特例とは次に定めるものとする。  
 実務経験のない者は、公式競技会の競技役員として参加2回もしくは模擬審判実績で1回とみなす。模擬審判は日本選手権水泳競技大会、室内選抜飛込競技大会、国際大会代表選手選考会の各競技会で実施する。参加希望者は、当該競技会要項に記載されている、参加申込締切日までに、本連盟飛込委員会審判部宛、書面を以て申し込むこと。
3. 規定第9条6項にいう特例とは次に定めるものとする。
  - ① 本連盟主催または公認の審判研修会をやむを得ぬ事由で受講できなかった者は、その事由書を添えて、本連盟飛込委員会審判部が定めたテーマに基づいたレポートを提出することで、受講とみなす。
  - ② 71歳以上のA級審判員は中央研修会の受講を免除する。

第4条 第8条にいう登録料は 4,000円 とする。